

令和8年度 就学に関する説明会 資料

「就学について知ろう」

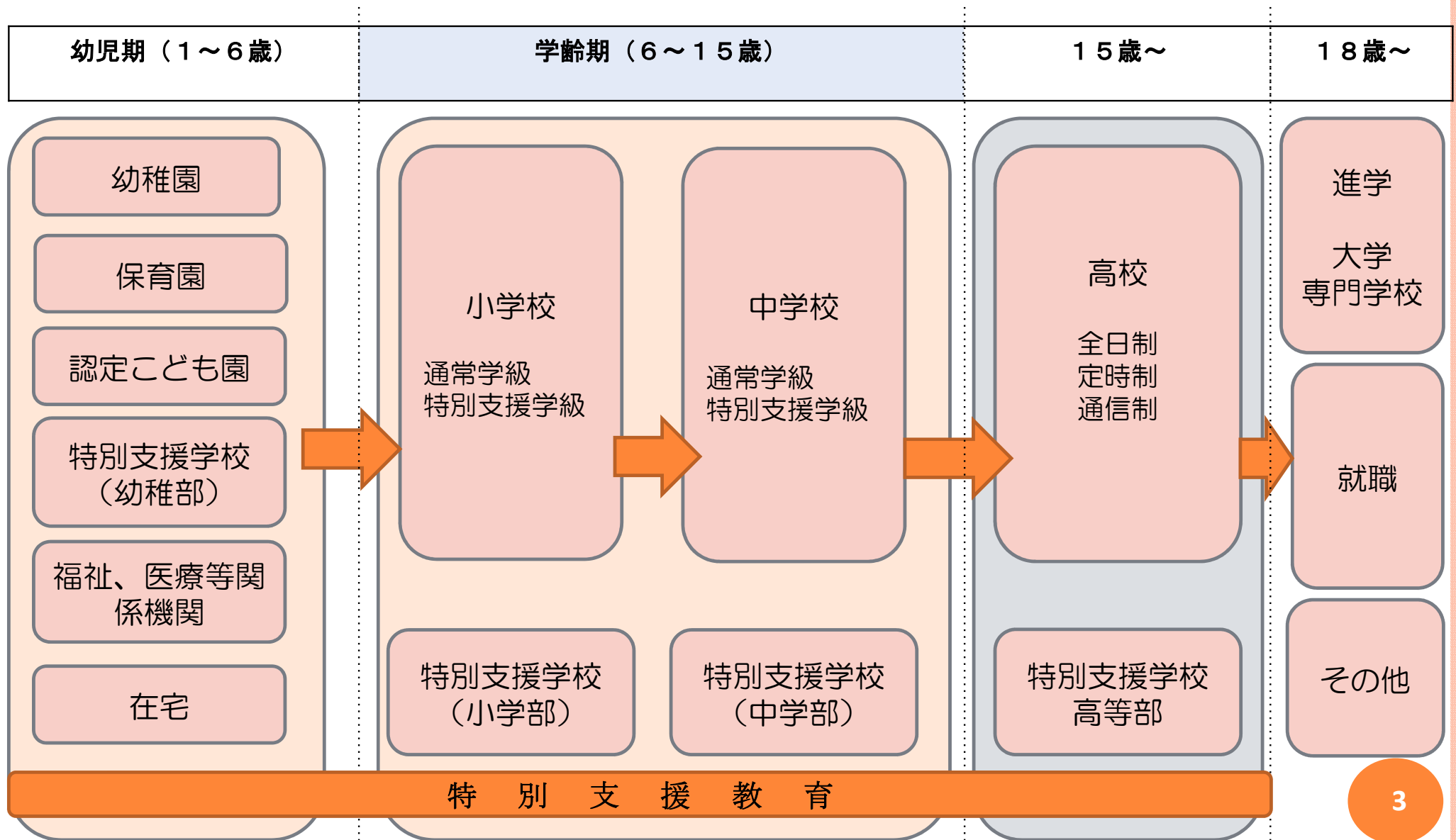
～ 学校教育・特別支援教育について ～

江別市教育委員会
学校教育支援室教育支援課

1 今日のお話

- 就学までの流れについて
- 就学先の決め方について

2 幼児期から学童期、そして…(就学、進学イメージ)



※あくまでイメージです

3 就学までの流れ

| 就学に関するスケジュール | | | |
|--------------|----------------------------|------------|---|
| | 学校就学 | 就学相談 | 備考 |
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月 | 第1回学校一斉公開（6月11日） | | |
| 7月 | | 第1回教育支援委員会 | |
| 8月 | 学校選択制案内・希望申請書の配付 | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | 第2回学校一斉公開（10月14日） | 第2回教育支援委員会 | |
| 11月 | 学校選択制希望者の締め切り 就学時健診（学校） | | ※指定校以外の通常学級に就学の場合は、 「学校選択制希望申請書」の提出が必要です |
| 12月 | | 第3回教育支援委員会 | |
| 翌年1月 | 入学通知書の郵送 | | |
| 翌年2月 | 入学説明会（学校） | 第4回教育支援委員会 | |
| 翌年3月 | | 第5回教育支援委員会 | |
| 翌年4月 | 入学式 | | |

3-1 学校選択制とは？

○ 通常の学級を希望される方は、お住まいの住所によって入学する学校が決まっていますので、指定されている学校に入学します（指定校に入学する場合は、手続きの必要はありません）。

○ 指定校以外の学校を希望する場合、指定校に隣接する学校を選択することができます。

ただし、各学校で受け入れできる人数は決まっており、受け入れ可能人数を超える申請があった場合は、抽選で入学者を決定することになります（隣接校を選択する場合は、別途手続きが必要です）。

3-2 特別支援学級を希望される場合

- 江別市内の特別支援学級に入学される場合は、指定校や学校選択制の制限はありません。
そのため、市内の特別支援学級を設置している学校に入学することができますが、地域の学校に通えるよう、可能な限り各校に必要な特別支援学級を設置するように努めています。
- 小規模特認校である野幌小学校に特別支援学級は設置されていません。入学にあたり通常学級での学習や活動ができる心身の状態であることが要件とされています。
(必要に応じて、医師の診断書等の提出を求めることがあります)
- 江別市では医療的ケアが必要なお子さんについても就学相談を行い、市内の学校に就学できるよう支援を行っています。

4 就学先の決め方

4-1 特別支援学校と特別支援学級と通常学級

<市内には設置がありません>

<市内の小中学校>

特別支援学校

- ① 一人一人に応じた指導
- ② 専門性の高いスタッフ
- ③ 充実した施設
- ④ 就職・進学をサポート
- ⑤ 長所と短所

【長所】: 整備された環境のもと、専門的なスタッフによる手厚い指導が受けられる。

【短所】: 地域とのつながりが希薄になる。

特別支援学級

- ① 小集団での一斉指導
- ② 市内の小中学校にある特別支援学級に在籍
- ③ 交流及び共同学習
- ④ 長所と短所

【長所】: 個人の特性に合わせた指導が受けられる(自立活動)。学習面や対人関係で小集団での細かい指導が受けられる。

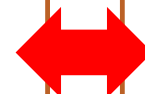
【短所】: 通常学級と一緒に学習する時間が制限される。

通常学級

- ① 一斉指導
- ② 市内小中学校の通常学級に在籍
- ③ 長所と短所

【長所】: 大集団で学習しながら、人間関係を構築する力を成長させることができる。

【短所】: 学習面や対人関係で集団での指導はあるが、常態的な個別指導はない。



4-2 特別支援学校の特色と種別

特別支援学校の特色は、学習や生活上で多くの配慮が必要な児童・生徒に対して、一人一人の特性・ニーズに応じた教育を行います。また、お子さんの特性に配慮した施設環境の中で専門性の高い教員が、少人数の学級で指導しています。卒業後の就職・進学などについても可能な限りのサポートを行っています。

1 知的障がい(自閉症・情緒障がい)(南幌養護学校 空知郡南幌町緑町5丁目1-1)

知的発達心配がある児童・生徒を教育するために設置された学校です。

ここでいう知的発達心配とは、他人との意思疎通に困難を抱え、日常生活を送るために多くの援助が必要な状態をいいます。

2 肢体不自由 (拓北養護学校)(札幌市北区南あいの里3丁目1-10)

肢体に不自由がある児童・生徒を教育するために設置された学校です。肢体の不自由な状態とは、不自由な状態が補装具の使用によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作が難しい状態又は常に医学的観察指導が必要な状態をいいます。

3 視覚障がい(札幌視覚支援学校)

4 聴覚障がい(札幌聾学校)

5 病弱身体虚弱(手稲養護学校)

4-3 特別支援学級の特色と種別①

特別支援学級の特色は、**学習や生活上で配慮が必要な児童・生徒に対して、その状態に応じた個別の教育が行える**ことです。また、教科や特別活動などにおいて、必要に応じて通常学級と連携を図り、障がいのない児童・生徒との活動を共に行います。

特別支援学級には、以下の6種類の学級があります。

- ① 知的障がい学級
- ② 自閉症・情緒障がい学級
- ③ 肢体不自由学級
- ④ 難聴学級
- ⑤ 弱視学級
- ⑥ 病弱・身体虚弱学級

4-3 特別支援学級の特徴と種別②

1 知的障がい学級

知的発達に心配や課題があるお子さんを教育するために設置された学級です。

ここでいう知的発達の心配とは、日常生活に差し支えがない程度に、身の事柄を処理することができますが、抽象的な思考などが困難である状態をいいます。いわゆる、通常学級での学習の修得に心配や困難が想定されるお子さんを対象にしています。判断基準としては、発達検査の結果や幼稚園や保育所等の教育や生活の様子を参考にします。

2 自閉症・情緒障がい学級

知的能力面での困難さは大きくないものの、注意力や集中力が散漫である、すぐに座席から離れて自分の興味のあるところに行ってしまう、一つのことにこだわるとなかなか気持ちの切替ができない、学習の特定分野だけ苦手感がある、お喋りは上手なのに書くことが不得意、および作業能力に課題があるなど、通常学級の集団生活だけでは学校生活に馴染めないお子さんなどが対象になります。判断基準としては、医療機関や発達支援センターでの診断や判断、幼稚園や保育所等の教育や生活の様子を参考にします。

4-3 特別支援学級の特色と種別③

3 肢体不自由学級

肢体に不自由があるお子さんを教育するために設置された学級です。ここでいう肢体不自由とは、身体に関する器官が病気やけがで損なわれ歩行や書字などの日常生活や動作が困難な状態をいいます。

いわゆる、車椅子や補装具などを使用するお子さんための学級です。

判断基準は、医療機関や発達支援センター、保健センター等の診断や意見を参考とします。

4 難聴学級

聴力に課題のあるお子さんのために設置された学級です。

対象は、補聴器やロジャー等を必要とするお子さんです。補聴器等は必要に応じて、公的負担で用意できることもあります。設置には、医療機関等の診断書が必要となります。

4-3 特別支援学級の特色と種別④

5 弱視学級

視力に課題があり、通常の教室での学習に支障が出るお子さんのために設置された学級です。

眼鏡等で視力を十分に補正できない場合などが対象となります。

学級設置には、医療機関等の診断書が必要です。

6 病弱・身体虚弱学級

病気等で通常学級での学習が難しいと考えられるお子さんのために設置された学級です。学級設置には、医療機関等の診断書が必要です。

医療的ケアの必要なお子さんも、病弱・身体虚弱児学級に就学する場合があります。

4-4 相談してみる①

- 教育委員会が、お子さんの就学先の決定に係る相談を承ります。「不安や心配なこと」「希望すること」などを、お気軽にご相談ください。

- **就学相談**を受けるメリット
 - ① 入学前にお子さんが就学先の学校を見学・体験し、学校関係者との相談を通じて、入学後のお子さんの生活をイメージできること。
 - ② お子さんの状態像を把握し、育ちに必要な支援の内容を知ることができること。
 - ③ ②を基に保護者と学校が情報共有し、お子さんの入学のために必要な準備ができること。

※**就学相談**の申し込みは、幼稚園等を経由して申し込むルート1と、直接教育委員会に連絡して申し込むルート2があります。

4-4 相談してみる②

(ルート1) 教育(就学)相談を受けるためには、どうしたらよいか?

- ① 保護者からお子さんの通園する保育園や幼稚園及び療育機関に対し、「就学相談を希望する」旨をお伝えし、「就学相談申込書」を提出してください。
- ② 園等から「就学相談申込書」が教育委員会に提出された後、相談員から、電話等で保護者に連絡いたします。
保護者と日程調整等をした後「就学相談の案内」を郵送します。
- ③ 調整した日時に教育委員会(教育庁舎)において面談をします。

※ 面談後教育委員会から「教育支援に関する調査書」の作成を園等に依頼します。調査書の作成には保護者の同意が必要です。

4-4 相談してみる③

(ルート2) 教育(就学)相談を受けるためには、どうしたらよいか？

○直接、保護者から教育委員会に連絡していただき、就学相談を受けることもできます。

連絡先は、以下の通りです。

江別市教育委員会 教育支援課

(連絡先) 011-381-1409

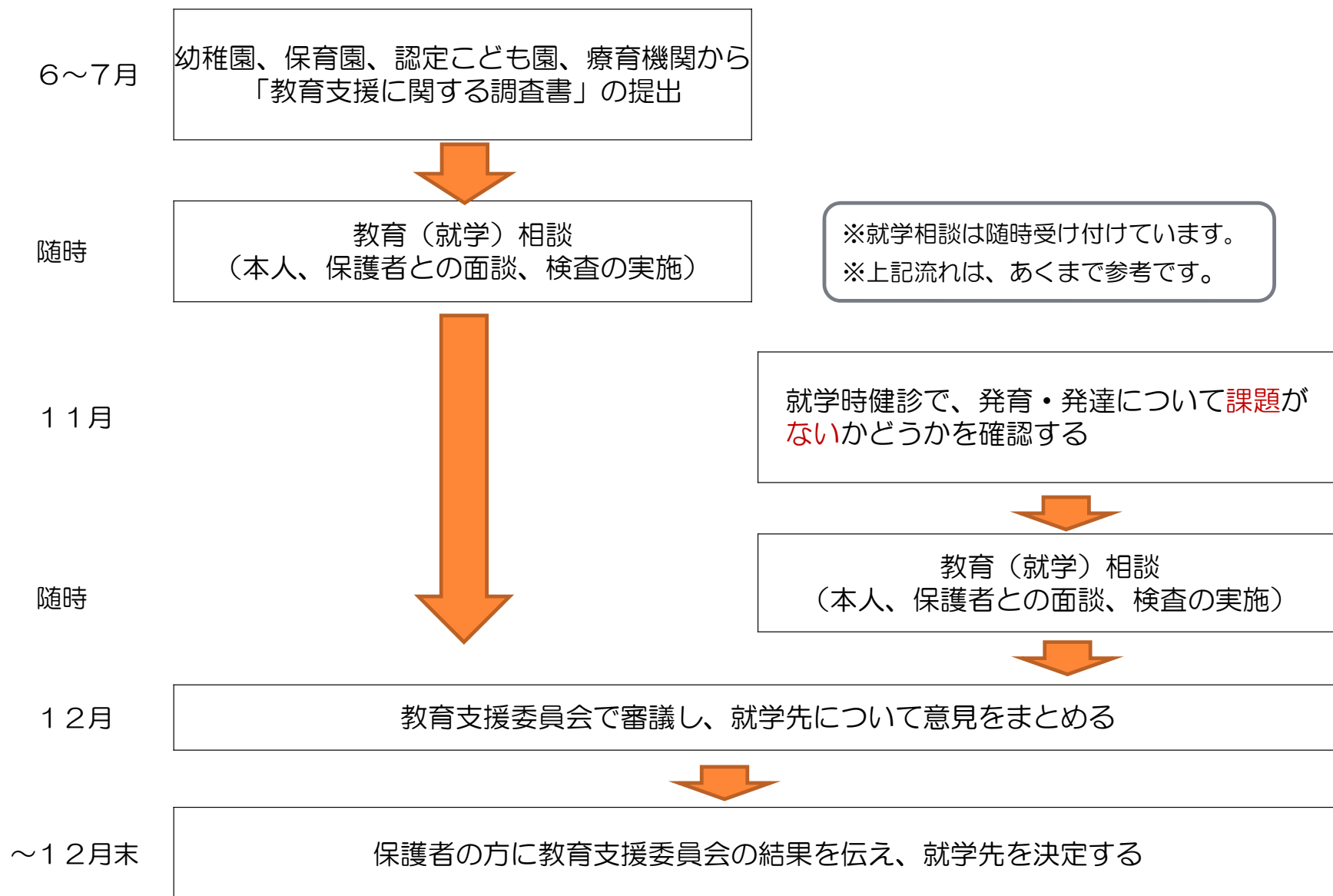


mail : ebetsu-kyoiku-7@hokkaido.school.ed.jp

・電話で「就学相談について聞きたいのですが」と伝えていただければ
相談員が対応させていただきます。

(メールでもお問合せいただけます)

4-4 相談してみる(大まかな流れ)



5 入学後のサポート

☆成長に応じて生じる問題は？

- ・「江別市特別支援教育専門家チーム」
専門家（臨床心理士・特別支援学校の教員・
作業療法士等）による巡回相談

（学校での様子観察、発達検査、アドバイス）

江別市教育委員会は、入学後も

お子さん(保護者)と学校をサポートします

通級指導教室について

通級指導は、通常学級に在籍するお子さんが、

- ① 発音がはっきりしない。うまく言えない音がある。言いたいことをうまく話せない。お話ができる場所が限られている。
- ② 落ち着きがなく、集中力が長続きしない。
- ③ 文字を書く、読むことができない。簡単な計算ができず、計算の意味が理解できない。
- ④ 自分の感情を抑えることが難しく、場の雰囲気や状況に関わらず行動してしまう。
- ⑤ 友だちとの関係をうまく作ることが難しい。

などの心配がある場合に、開設校において上記のような困難の改善・克服を目的とする特別な支援を週1回程度実施します。

○ 開設校（五十音順）

①江別第一小学校「まなびの教室」

個別指導・少人数によるグループ指導を通じて、お子さんの特性に応じた支援をします。

②江別第二小学校「まなびの教室」

個別指導を中心に、お子さんの特性に応じた支援をします。

③東野幌小学校「まなびの教室」（令和8年度開設）

個別指導を中心に、お子さんの特性に応じた支援をします。

④大麻東小学校「ことばとまなびの教室」

個別指導を中心に、言葉の発達を促すことや、少人数によるグループ指導を含めて、お子さんの特性に応じた支援をします。

⑤中央小学校「ことばの教室」

個別指導を中心に、言葉の発達を促します。

⑥中央中学校「通級指導教室（種別：まなび）」（令和6年度開設）

個別指導・少人数によるグループ指導・巡回指導を通じて、お子さんの特性に応じた支援をします。

最後に

お子さんのことで悩んだり、困ったりしている場合は、一人で悩まずに、お気軽に教育支援課にご相談ください。

(連絡先)

学校教育支援室教育支援課

011-381-1409

mail : ebetsu-kyoiku-7@hokkaido.school.ed.jp

